

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード		13101101					
事務事業名		商店街連盟振興事業					
予算書の事務事業名		1.商工団体育成支援事業					
事業期間	開始年度	昭和50年度位	終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金・補助金	
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行		☐ 2. アウトソーシング		☒ 3. 負担金・補助金		☐ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03010100
部名等	産業経済部	
課名等	商工観光課	
係名等	商工労働係	
記入者氏名	住田 賀津彦	
電話番号	0765-23-1025	

政策体系上の位置付け	コード2	131014
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第3節 まちの活力を育む工業・商業・観光の振興	
施策名	1. 工業・商業の振興	
区分	工業・商業	
基本事業名	商店街振興組織の強化	

予算科目	コード3	001070102
会計	一般会計	
款	7. 商工費	
項	1. 商工費	
目	2. 商工振興費	

◆事業目的・概要(どのような事業か)						単位	実績		計画				
市内の4商店街組合で組織する魚津市商店街連盟の活動に助成することで、各商店街の振興を図る。							18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 商店街連盟に参加する4商店街		対象指標	① 加盟商店街数	組合	4	4	4	4	4			
				②									
				③									
				④									
手段	<平成19年度の主な活動内容> 商店街連盟振興事業補助金 1,231千円 各種イベント、大売出しなど商店街の振興 *平成20年度の変更点 なし		活動指標	① 補助金の額	千円	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231			
				②									
				③									
				④									
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 商店街の活動費を補助することにより連携したイベントの開催など商店街の活性化につなげる。		成果指標	① 開催イベント数	件	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00			
				② イベント期間中の売上げ	千円	5,613.00	4,339.00	4,500.00	4,600.00	4,700.00			
				③									
				④									
その結果	<施策の目指すがた> 商店街の活性化が進み、中心市街地に賑わいができる。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入										
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 大型店舗の進出に伴う商店街の衰退傾向がきっかけとなった。						財源内訳	(千円)	0	0	0	0	0	
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0	
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0	
						④一般財源	(千円)	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231	
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 中心市街地の衰退により、商店街の店舗数が減少しつつある。						①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1	
						②事務事業の年間所要時間	(時間)	100	60	60	60	60	
						B. 人件費(②×人件費単価/1,000)	(千円)	411	241	241	241	241	
						事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	1,642	1,472	1,472	1,472	1,472	
						(参考)人件費単価	(円@時間)	4,110	4,010	4,010	4,010	4,010	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 商店街の活性化につながる施策等を実施してほしい。						◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)						
						☐ 把握している		他市の動向を調査中					
						☒ 把握していない							

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すがたに対する必要性・貢献度とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度小 ☐ 直結しない	説明 各商店街の連携を図ることにより、イベントや大売出しなどを調整し市街地の賑わい作りに貢献する。
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
あり	説明 新たなイベントを創出することにより、集客・賑わいを生み出すことができる
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 団体の運営費に対する補助であり、活動が縮小されない限り適切である。
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 補助金の交付事務であり、事務量は適切である。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	
受益者負担あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 イベントや大売出し景品として間接的に市民に還元されるため適正である。
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 商店街の存続は付近住民の利便性確保となるので県内各市で実施している。当分の間変更の余地はない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2)今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度(平成21年度)	商店街の活性化については喫緊の事案であり、国等の助成事業などを取り入れながら対策を講じたい。	コストの方向性
	中・長期的(3～5年間)	アドバイザー派遣事業などを活用し、中心商店街の活性化に向け、商店街自らが実施可能なイベントの創出を図る。	維持 成果の方向性 向上

★課長総括評価(一次評価)

中心市街地の衰退については以前より言われており、商店街への活動助成を行うことにより活性化を促していくことは今後も必要である。	二次評価の要否 不要
--	---------------

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード		13101101					
事務事業名		商工会議所助成事業					
予算書の事務事業名		1.商工団体育成支援事業					
事業期間	開始年度	昭和27年度		終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金・補助金
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行		☐ 2. アウトソーシング		☒ 3. 負担金・補助金		☐ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03010100
部名等	産業経済部	
課名等	商工観光課	
係名等	商工労働係	
記入者氏名	住田 賀津彦	
電話番号	0765-23-1025	

政策体系上の位置付け	コード2	131011
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第3節 まちの活力を育む工業・商業・観光の振興	
施策名	1. 工業・商業の振興	
区分	工業・商業	
基本事業名	中小企業の経営基盤の安定、強化	

予算科目	コード3	001070102
会計	一般会計	
款	7. 商工費	
項	1. 商工費	
目	2. 商工振興費	

◆事業目的・概要(どのような事業か)				単位	実績		計画			
中小企業の総合的団体である商工会議所と経営改善指導機関の中小企業相談所に対する運営費補助					18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 商工会議所と中小企業相談所		① 商工会議所会員	事業所	1,867	1,920	1,930	1,940	1,950	
			②							
			③							
手段	<平成19年度の主な活動内容> ①商工会議所補助金 2,025千円 ②中小企業相談所補助金 2,268千円 *平成20年度の変更点 なし		① 中小企業相談所利用件数	件	2,149	2,021	2,100	2,150	2,200	
			②							
			③							
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 商工会議所の財政基盤を強化することにより、会員の経営基盤を強化する。		① 22年度の商工会議所会員目標数の達成度	%	95.70	98.50	99.00	99.50	100.00	
			②							
			③							
その結果	<施策の目指すすがた> 商工会議所の財政基盤強化により、経営セミナー、講演会、経営改善事業が活発化し、中小企業の活性化につながります。 商工会議所の会員が増えることにより、会議所の財政基盤と活動が活発化する。		↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 昭和27年の魚津市制施行にともない魚津商工会議所が結成され、その運営費を補助した。				財源内訳	①国・県支出金 (千円)	0	0	0	0	0
					②地方債 (千円)	0	0	0	0	0
					③その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0
					④一般財源 (千円)	4,293	4,293	4,293	4,293	4,293
					A. 予算(決算)額(①～④の合計) (千円)	4,293	4,293	4,293	4,293	4,293
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 地域総合経済団体として地域経済の健全な発展に寄与することを目的に商工業の振興に力を注いでいます。				①事務事業に携わる正規職員数 (人)	1	1	1	1	1	
				②事務事業の年間所要時間 (時間)	200	40	40	40	40	
				B. 人件費(②×人件費単価/1,000) (千円)	822	160	160	160	160	
				事務事業に係る総費用(A+B) (千円)	5,115	4,453	4,453	4,453	4,453	
				(参考)人件費単価 (円@時間)	4,110	4,010	4,010	4,010	4,010	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 特になし				◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
				● 把握している	他市においても商工会議所へ助成を実施している。					
				○ 把握していない						

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すがたに対する必要性・貢献度とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度小 ☐ 直結しない	説明 中小企業の経営改善や福利厚生について、指導助言することで中小企業の活性化を促す。
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。 (行政が直接中小企業の相談指導を行うより、民間組織である商工会議所の方が状況を把握しやすく適格な指導ができる。)

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
あり	説明 中小企業相談所や商工会議所の業務内容を広くPRすることで会員数や利用件数の増加を図り、会員の経営基盤の強化に寄与する。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 団体の運営費に対する補助であり、活動が縮小されない限り適切である。
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 補助金の交付事務であり、事務量は適切である。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 補助金なので、負担を求めることは適しない。
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 なし

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2)今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度(平成21年度)	商工会議所の活動内容を広くPRできるような環境整備を行う。	コストの方向性
	中・長期的(3～5年間)	会員数や中小企業相談所の相談件数の増加に向け、会議所の活動を広くPRできるような環境整備を行う。	成果の方向性
			向上

★課長総括評価(一次評価)

市の中小企業者の総合的な団体である商工会議所と中小企業相談所の財政基盤強化のための運営費補助は今後も必要である。これにより、中小企業者の活性化につなげていきたい。	二次評価の要否
	不要

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード		13101102					
事務事業名		中小企業金融対策事業					
予算書の事務事業名		2.中小企業金融対策事業					
事業期間	開始年度	平成11年	終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金・補助金	
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行		☐ 2. アウトソーシング		☒ 3. 負担金・補助金		☐ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03010100
部名等	産業経済部	
課名等	商工観光課	
係名等	商工労働係	
記入者氏名	館 和生	
電話番号	0765-23-1025	

政策体系上の位置付け	コード2	131011
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第3節 まちの活力を育む工業・商業・観光の振興	
施策名	1. 工業・商業の振興	
区分	工業・商業	
基本事業名	中小企業の経営基盤の安定、強化	

予算科目	コード3	001070102
会計	一般会計	
款	7. 商工費	
項	1. 商工費	
目	2. 商工振興費	

◆事業目的・概要(どのような事業か)				単位	実績		計画					
中小企業及び商工中金、保証協会の円滑な資金運用による事業の安定を図るため。 中小企業が県の小口事業資金または、魚津市独立開業資金を借りたとき、保証料負担の軽減のため保証料の6割について補助している。 商工組合中央金庫が行う市内の中小企業への融資原資6千万円の預託。 富山県信用保証協会事業の円滑な運用のための、出損金拠出。 預託金は、毎年4月当初に預託し、翌年3月末に返還される。					18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 小口融資・独立開業資金を受けた中小企業、商工組合中央金庫富山支店、富山県信用保証協会		① 補助申請する会社	件	192	193	180	170	170			
			② 商工中金	社	1	1	1	1	1			
			③ 富山県信用保証協会	社	1	1	1	1	1			
手段	<平成19年度の主な活動内容> 企業への保証料助成 保証料の6割 商工中金預託金 6千万円(市町に割り当てられた額) 保証協会出損金(市町に割り当てられた額) ※平成20年度の変更点 なし		① 保証料補助金	千円	9,512	9,500	9,300	9,000	9,000			
			② 商工中金預託金	千円	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000			
			③ 保証協会出損金	千円	2,327	2,454	2,498	2,400	2,400			
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 中小企業の保証料負担の軽減 安定した事業資金の提供		① 保証料補助件数	件	192	193	180	170	170			
			②									
			③									
その結果	<施策の目指すがた> 中小企業の事業が充実し、経営が安定し、当市の商業振興が図られる。				↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 助成については、融資に対する利子補助をしていたが、商工会議所、金融界、利用者から小口事業資金借入れ件数が増加するに伴い、保証料補助の要望が強くなり、平成11年に新設した。 富山県信用保証協会は、昭和24年設立。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	60,012	60,179	61,208	60,000	60,000
						④一般財源	(千円)	12,298	11,815	11,305	13,000	13,000
						A. 予算(決算)額(①)～(④)の合計	(千円)	72,310	71,994	72,513	73,000	73,000
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) バブル崩壊後の長引く不況を脱し、景気はよくなっているが、中小企業はさほどその恩恵にはあずかっていない。毒物混入問題で中国製品に不信感がもたれてきたので、日本の製品が見直されれば中小企業の景気も上がる可能性がある。 政府は商工組合中央金庫法を廃止し、政府及び既存の出資者のみが株式を保有する特殊会社「株式会社商工組合中央金庫」を発足させる。発足時期は2008年(平成20年)10月1日とする。完全民営化時点においては、会社法上の株式会社として銀行法等の一般の金融関係法令を適用し、これに基づき業務を行う。移行期間中のための「株式会社商工組合中央金庫法」は廃止する。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2	2	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	200	140	140	140	140	
					B. 人件費(②×人件費単価/1,000)	(千円)	822	561	561	561	561	
					事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	73,132	72,555	73,074	73,561	73,561	
					(参考)人件費単価	(円@時間)	4,110	4,010	4,010	4,010	4,010	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 保証料助成限度額の増。バブル崩壊後の長引く景気の低迷と平成15年度から保証料が引き上げられたことにより、保証料助成限度額を50%から60%とした。					◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)						
						市名	補助率	市名	補助率			
						● 把握している	富山市	100%	射水市	80%		
						○ 把握していない	高岡市	60%	滑川市	60%		
							礪波市	60%	黒部市	50%		
							氷見市	50%	小矢部市	50%		

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すがたに対する必要性・貢献度とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度小 ☐ 直結しない	説明 経営の不安定な中小企業の経営を安定させることが出来る。
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	商工組合中央金庫法 信用保証協会法
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
あり	説明 景気がもつとよくなれば、事業拡大のための借入も増えると思われる、補助実績、融資件数とも上がる。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 景気がよくなり、成果が向上するほど事業費は増えるため。
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
あり	説明 富山県信用保証協会で一括処理を行えば業務時間を減らすことが出来る。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明 平成15年に補助率を改定している。その当時よりも景気はよいと言われるが、原材料高・株安等により、当補助金の当事者である中小企業の経営はいまだ不安定なため。
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 他市の状況・景気の動向より調整する。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☒ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2)今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度(平成21年度)	中央金庫預託金は政府系金融機関が再編された時点で、現状方法の見直しが必要。	コストの方向性
	中・長期的(3～5年間)	政府系金融機関の政策のあり方に添って改善	成果の方向性
			削減
			向上

★課長総括評価(一次評価)

中小企業の融資対策には、法により市の実施が義務づけられている。今後も安定した中小企業の経営安定に資するため、適切な金融対策を行っていく必要があり、事業の継続は必要である。	二次評価の要否 不要
---	-------------------

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード		13101103					
事務事業名		小口制度貸付事業					
予算書の事務事業名		3.小口制度貸付事業					
事業期間	開始年度	昭和47年	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	
実施方法	○ 1. 指定管理者代行		○ 2. アウトソーシング		○ 3. 負担金・補助金		● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03010100
部名等	産業経済部	
課名等	商工観光課	
係名等	商工労働係	
記入者氏名	館 和生	
電話番号	0765-23-1025	

政策体系上の位置付け	コード2	131011
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第3節 まちの活力を育む工業・商業・観光の振興	
施策名	1. 工業・商業の振興	
区分	工業・商業	
基本事業名	中小企業の経営基盤の安定、強化	

予算科目	コード3	001070102
会計	一般会計	
款	7. 商工費	
項	1. 商工費	
目	2. 商工振興費	

◆事業目的・概要(どのような事業か) 小口資金(設備資金・運転資金)を必要とする中小企業者の円滑な資金調達ができるよう取扱金融機関へ融資の資金原資を預託する。			単位	実績		計画			
				18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 中小企業 ・従業員20人(商業・サービス業5人)以下 ・原則市内で1年以上同一の事業を引き続き営むもの ・県税及び市税の完納者	対象指標	① 承諾件数/申請件数	%	95	95	96	96	96
			②						
			③						
手段	<平成19年度の主な活動内容> 各金融機関へ原資を預託。中小企業者より融資あっせん申込があれば、富山県信用保証協会へ保証承諾のあっせん依頼。保証決定されれば、各金融機関にて融資実行。 ※平成20年度の変更点 なし	活動指標	① 申請件数	件	188	215	215	220	220
			② 預託金額	千円	480,000	479,270	480,000	490,000	490,000
			③						
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 中小企業者が、事業に係る運転資金・設備資金の資金繰りが円滑に行えるようになる。	成果指標	① 資金繰りが円滑になった人/融資を受けた人	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
			②						
			③						
その結果	<施策の目指すがた> 中小企業の事業が充実し、経営が安定し、当市の商業振興が図られる。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 昭和47年頃に不景気から、中小企業の経営安定を図るため一般融資とは別に、全国的に小口資金(設備資金・運転資金)制度を創設した。			財源内訳	(千円)	0	0	0	0	0
			(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
			(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
			(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	480,000	489,000	500,000	500,000	500,000
			(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
			A. 予算(決算)額(1)～(4)の合計	(千円)	480,000	489,000	500,000	500,000	500,000
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 高度経済を経てバブル崩壊後、金融機関の貸し渋り、貸し剥がし等が全国的な問題となり、特に中小企業の資金繰りの悪化が大きな問題となった。取り扱い窓口となる金融機関は、富山県信用保証協会という公的な保証機関の後ろ盾のある融資に積極的に取り組み、制度融資の需要は全体として伸びている。			①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2	2
			②事務事業の年間所要時間	(時間)	600	700	700	700	700
			B. 人件費(②×人件費単価/1,000)	(千円)	2,466	2,807	2,807	2,807	2,807
			事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	482,466	491,807	502,807	502,807	502,807
			(参考)人件費単価	(円@時間)	4,110	4,010	4,010	4,010	4,010
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 魚津市に事業所があって、取引金融機関が他市にある場合他市の金融機関から融資をうけたいので、魚津市で当該金融機関を指定金融機関にしてほしい。 審査が簡潔でスピーディーに融資が受けられるので良い。			◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
			● 把握している	富山市は単独の融資制度としているが、その他の県内他市は、当市と同じく県の制度融資として事業を実施している。					
			○ 把握していない						

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すがたに対する必要性・貢献度とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度小 ☐ 直結しない	説明 金融機関への資金預託は、中小企業が低利で資金調達する制度融資の原資であり、当市の商業振興には欠かせない。
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
あり	説明 要件に該当する申込みに対して融資あっせんが行われており、成果は現れている。 ただし、潜在的に資金を必要としている企業はあるものと思われ、制度のPR強化でさらに借入申込みは増えるものと考えられる。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 事業費については、事業費＝預託額なので削減の余地なし。
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 預託事務として、すでに最短の時間である。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	
受益者負担あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 事業に受益者負担はないが、借入者は相応の金利・保証料の負担をしており適切。
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 なし

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2)今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度(平成21年度)	特になし	コストの方向性
	中・長期的(3～5年間)	景気状況に応じ、金融機関等を通じてPRすることで融資対象を掘り起こす。	成果の方向性
			維持
			向上

★課長総括評価(一次評価)

中小企業者の経営安定を図るためには、円滑な小口融資が必要であり、その原資となる金融機関への資金預託は今後も継続して実施していく必要がある。	二次評価の要否 不要
---	-------------------

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード		13101201					
事務事業名		山村地域工業振興事業					
予算書の事務事業名		5.中小企業及び地場産業振興事業					
事業期間	開始年度	昭和46年		終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金・補助金
実施方法	○ 1. 指定管理者代行		○ 2. アウトソーシング		● 3. 負担金・補助金		○ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03010100
部名等	産業経済部	
課名等	商工観光課	
係名等	商工労働係	
記入者氏名	館 和生	
電話番号	0765-23-1025	

政策体系上の位置付け	コード2	131012
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第3節 まちの活力を育む工業・商業・観光の振興	
施策名	1. 工業・商業の振興	
区分	工業・商業	
基本事業名	中小企業の技術力の向上、販路開拓支援	

予算科目	コード3	001070102
会計	一般会計	
款	7. 商工費	
項	1. 商工費	
目	2. 商工振興費	

◆事業目的・概要(どのような事業か)				単位	実績		計画				
山村地域(旧片貝谷村、旧松倉村)における工場の新設・増設・製造用設備の新設・増設などの資産に対する固定資産税相当額を補助することにより、山村地域の工業振興を図る。 ・設備投資が1,000万円を超え、これに伴い従業者の数が減らないとき設備投資に伴い増加する従業者の数が10人を超えたときに当該設備の固定資産税相当額を奨励金として3年間にわたり交付する。 ・市の奨励金に対し、県から1/4の補助あり。					18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 山村地域にある工業系企業		① 山村地域にある製造系企業	社	16	16	16	16	16		
			②								
			③								
手段	<平成19年度の主な活動内容> 2社に対し、奨励金を交付した。 *平成20年度の変更点 3社に対し、奨励金を交付する予定。		① 奨励金交付数	件	2	2	3	2	2		
			② 奨励金額	円	1,090,900	3,452,700	5,205,000	1,000,000	1,500,000		
			③								
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 設備投資による負担を軽減し、更なる企業業績の向上につなげる。		① 奨励金交付数	社	2	2	3	2	2		
			② 新規雇用人数	人	3	5	3	3	3		
			③								
その結果	<施策の目指すすがた> 中小企業の安定による山間地の振興を図り、雇用の安定をはかる。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 県が昭和44年に山村地域における工業の振興を図ることを目的として開始した。				財源内訳	①国・県支出金 (千円)	273	863	1,301	1,301	1,301	
					②地方債 (千円)	0	0	0	0	0	
					③その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0	
					④一般財源 (千円)	818	2,590	3,904	3,904	3,904	
					A. 予算(決算)額(①)～④の合計 (千円)	1,091	3,453	5,205	5,205	5,205	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 山間地においても、中小の製造業は起業されてきた。時代とともに企業への進出促進から、大企業への補助制度が拡充されてきた。魚津市では、平成18年10月に富山県が「富山県山村地域工業振興条例」を廃止し、「企業立地助成制度」の一事業としたのにもない、当市でも、平成19年4月から「魚津市山村地域振興条例」を廃止し、「魚津市商工業振興条例」の一事業とした。					①事務事業に携わる正規職員数 (人)	1	1	1	1	1	
					②事務事業の年間所要時間 (時間)	200	200	200	200	200	
					B. 人件費(②×人件費単価/1,000) (千円)	822	802	802	802	802	
					事務事業に係る総費用(A+B) (千円)	1,913	4,255	6,007	6,007	6,007	
					(参考)人件費単価 (円/時間)	4,110	4,010	4,010	4,010	4,010	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 特になし				◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)						
				● 把握している		県内では魚津市のみ。永見市は、他の法令による補助。					
				○ 把握していない							

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すがたに対する必要性・貢献度とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度小 ☐ 直結しない	説明 当市の活性化の一部として、大企業への補助だけでなく零細と思われる企業への助成は、底辺の底上げにつながり重要である。
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 企業規模、限られた企業数の中で一度に多くの企業が設備投資をすることは見込まれないため。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 県の条例とあわせて当市も条例設定しており、現状で適切なものとなっている。
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 補助金交付の人件費のみであり、現在の人件費は適切である。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 奨励金の交付の為
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 なし

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2)今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度(平成21年度)	特になし。	コストの方向性 維持
	中・長期的(3～5年間)	景気状況により、設備投資が活発になるようであれば、補助率や補助要件の新規雇用人数の見直しなどを行い。補助金がより有効なものになるようにする。	成果の方向性 維持

★課長総括評価(一次評価)

県の事業変更にあわせて市も19年度より、「魚津市山村地域振興条例」を廃止し、「魚津市商工業振興条例」により補助することとなった。山村地域における工業振興策は必要であり、今後も補助制度を継続していく必要がある。	二次評価の要否 不要
--	-------------------

【1枚目】

予 算 科 目	コード3	001070102
会計	一般会計	
款	7. 商工費	
項	1. 商工費	
目	2. 商工振興費	

11/12

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すがたに対する必要度・貢献度とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度小 ☐ 直結しない	説明 魚津市内の商工業、農業、水産業の業者が一同に参加し開催する一大イベントであり、市内はもとより県内各地から人が集まり、賑わいと交流の場となっている。
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 参加団体等から出展料を徴収しており、出展料が高額になると出店を取りやめる団体企業が出てくる恐れがある。
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 補助金交付と運営補助の人件費であり、削減すると運営費が増加し出展料の増加につながるため、現在の人件費は適切である。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明 平成17年度の「うまいもん祭り」「商工フェア」の一体化に際して、出展料を高い方に統一した。
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 産業や商品のPRの場であるが、受益者負担が多くなると出展者数などに影響が出て、衰退傾向が強まるため現状維持が妥当。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2)今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度 	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度(平成21年度)	市内外からの集客のためのPR活動に力を入れる。	コストの方向性 維持
	中・長期的(3～5年間)	市内外からの集客のためのPR活動に力を入れる。	成果の方向性 維持

★課長総括評価(一次評価)

従来からあった商工業者中心の「商工フェア」と農林漁業者中心の「うまいもんまつり」を統合し「魚津産業フェア」としたことにより、市内外から多くの人たちが訪れた。 今後も「魚津産業フェア」のPRによる集客に努め、魚津市の特産物や製品の情報提供と販路の拡大を図ってきたい。	二次評価の要否 不要
---	-------------------

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	13102101	
事務事業名	企業立地事業	
予算書の手続事業名	1.企業立地事業	
事業期間	開始年度	昭和41年度
実施方法	終了年度	当面継続
	業務分類	4. 負担金・補助金
	1. 指定管理者代行	2. アウトソーシング
	3. 負担金・補助金	4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03010300
部名等	産業経済部	
課名等	商工観光課	
係名等	企業誘致係	
記入者氏名	館 和生	
電話番号	0765-23-1380	

政策体系上の位置付け	コード2	131021
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第3節 まちの活力を育む工業・商業・観光の振興	
施策名	1. 工業・商業の振興	
区分	企業誘致	
基本事業名	企業誘致の条件整備	

予算科目	コード3	001070103
会計	一般会計	
款	7. 商工費	
項	1. 商工費	
目	3. 企業立地推進事業費	

◆事業目的・概要(どのような事業か)					実績		計画		
企業誘致により商工業の振興と雇用機会の拡大に寄与し、税収の増加による当市の財政基盤の確立を目指す。工場新設・増設の用地と減価償却資産の取得経費の1割を30億円を限度に、新設の用地賃借経費については、4割を1年あたり300万円を限度に助成する。工場新設の場合、電気使用に係る経費について、1/4を1年あたり1000万円を限度に5年以内に渡り助成する。工場新設・増設により新規雇用で魚津市に住所がある者について、2000万円を限度に新規雇用人数に20万円をかけた額を助成する。			単位		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
対 象		① 立地企業数	件	1	2	2	2	1	
		②							
		③							
手 段		① 助成金の額	千円	1,090,000	1,020,000	84,500	20,000	20,000	
		②							
		③							
意 図		① 新規雇用者数	人	119	10	10	10	10	
		②							
		③							
その結果	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 地域経済の活性化のために、企業立地を促進し、雇用機会の拡大と産業の高度化及び活性化を図り、もって市民生活の安定と向上に資するため昭和41年から「魚津市工場誘致条例」として始まったものと思われる。昭和57年に現条例になっている。			財源内訳	①国・県支出金 (千円)	511,900	500,000	23,250	10,000	10,000
				②地方債 (千円)	0	0	0	0	0
				③その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0
				④一般財源 (千円)	611,476	1,063,167	273,725	10,000	10,000
				A. 予算(決算)額(①～④の合計) (千円)	1,123,376	1,563,167	296,975	20,000	20,000
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) かつては、企業誘致即雇用の拡大と考えられていたが、工作用機械等の進歩・充実により大型設備投資が行われても雇用に直結するとは考えにくくなっている。			①事務事業に携わる正規職員数 (人)	2	2	1	1	1	
			②事務事業の年間所要時間 (時間)	3,000	1,200	200	100	100	
			B. 人件費(②×人件費単価/1,000) (千円)	12,330	4,812	802	401	401	
			事務事業に係る総費用(A+B) (千円)	1,135,706	1,567,979	297,777	20,401	20,401	
			(参考)人件費単価 (円/時間)	4,110	4,010	4,010	4,010	4,010	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 松下の工場新設における地元雇用者が少ない。			◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 県の企業立地等関する助成制度に準じて実施している。					
			● 把握している						
			○ 把握していない						

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すがたに対する必要性・貢献度とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度小 ☐ 直結しない	説明 大企業の進出が決まれば、雇用創出、税収の確保に直結する。
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
あり	説明 空き工場・工業用地の情報を的確に把握し、幅広く提供することで、県外からの立地を誘導する。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 条例により補助割合が決められており、補助割合を低く設定すれば事業費を削減できるが、そうすると、他市との企業誘致の競争力がなくなるので、現状が適当。
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 補助金交付事務及び県への補助金申請事務なので、業務時間は変わらない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明 企業立地に係わる市道拡張等では、企業から適切な額の負担金を取っている。
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 特になし

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2)今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度(平成21年度)	助成金の支払い事務のみとなる。	コストの方向性
	中・長期的(3～5年間)	中小企業への立地助成策の検討	成果の方向性
			維持
			向上

★課長総括評価(一次評価)

市の経済の活性化、雇用の創出には企業立地が有効であり、今後も企業進出の情報把握に努めるとともに、市も様々な助成制度をPRし積極的に企業の誘致を働きかける必要がある。 松下関連では、今後2棟目が建設される目途がたてば、地元雇用について協力に働きかけていく。	二次評価の要否
	不要

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	13102102	
事務事業名	企業誘致推進事業	
予算書の事務事業名	2.企業誘致推進事業	
事業期間	開始年度	昭和41年度
	終了年度	
	当面継続	業務分類
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	4. 負担金・補助金
	○ 2. アウトソーシング	
	● 3. 負担金・補助金	
	○ 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	03010300
部名等	産業経済部	
課名等	商工観光課	
係名等	企業誘致係	
記入者氏名	住田 賀津彦	
電話番号	0765-23-1380	

政策体系上の位置付け	コード2	131021
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第3節 まちの活力を育む工業・商業・観光の振興	
施策名	1. 工業・商業の振興	
区分	企業誘致	
基本事業名	企業誘致の条件整備	

予算科目	コード3	001070103
会計	一般会計	
款	7. 商工費	
項	1. 商工費	
目	3. 企業立地推進事業費	

◆事業目的・概要(どのような事業か)				単位	実績		計画					
企業誘致により商工業の振興と雇用機会の拡大に寄与し、税収の増加による当市の財政基盤の確立を目指す。					18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 魚津市に工場を新設が増設しようとする企業。		対象指標	① 立地希望企業数	件	0	0	0	0	0		
			②									
			③									
手段	<平成19年度の主な活動内容> 企業誘致説明会や優良宅地の把握 *平成20年度の変更点 なし		活動指標	① 説明会等の開催回数	回	0	0	0	0	0		
			②									
			③									
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 魚津市で企業立地を進める		成果指標	① 進出企業数	件	0	0	0	0	0		
			②									
			③									
その結果	<施策の目指すがた> 魚津市民の雇用確保、税収増加による財政基盤の強化により、安定した生活を送れるようにし、市民サービスを向上する。			↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 地域経済の活性化のために、企業立地を促進し、雇用機会の拡大と産業の高度化及び活性化を図り、もって市民生活の安定と向上に資するため昭和41年に「魚津市工場誘致条例」を制定し、現在に至っている。				財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0	
					②地方債	(千円)	0	0	0	0	0	
					③その他(使用料・手数料等)	(千円)	29	0	0	0	0	
					④一般財源	(千円)	101	131	140	140	140	
					A. 予算(決算)額(①)～④の合計	(千円)	130	131	140	140	140	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) かつては、企業誘致即雇用の拡大と考えられていたが、工作用機械等の進歩・充実により大型設備投資が行われても雇用に直結するとは考えにくくなっている。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	1	1	1	1	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	500	120	120	120	120	
					B. 人件費(②×人件費単価/1,000)	(千円)	2,055	481	481	481	481	
					事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	2,185	612	621	621	621	
					(参考)人件費単価	(円@時間)	4,110	4,010	4,010	4,010	4,010	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 特になし				◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)							
				☒ 把握している		県の企業立地等関する助成制度に順じて実施している。						
				☐ 把握していない								

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すがたに対する必要度・貢献度とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度小 ☐ 直結しない	説明 大企業の進出が決まれば、雇用創出、税収の確保に直結する。
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 条例により補助割合が決まっているが、補助割合を低く設定すれば事業費を削減できるが、そうすると、他市との企業誘致の競争力がなくなるので、現状が適当。
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 削減の余地なし。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明 企業立地に係わる市道拡張等では、企業から適切な額の負担金を取っている。
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 特になし

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2)今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度(平成21年度)	特になし	コストの方向性
			維持
	中・長期的(3～5年間)	中小企業への立地助成策の検討	成果の方向性
			維持

★課長総括評価(一次評価)

企業誘致による雇用の創出や税収の確保が図られるなど、市にとっては大きなメリットがある。 今後も企業誘致に関する情報を把握し、適切に対応する必要がある。	二次評価の要否
	不要

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード		13101102				部・課・係名等		コード1	03010100		政策体系上の位置付け		コード2	131031		予算科目		コード3	001070102		
事務事業名		独立開業資金貸付事業				部名等		産業経済部				政策の柱		第1章 明日を築く活力あるまち				会計		一般会計	
予算書の事務事業名		3.小口制度貸付事業				課名等		商工観光課				政策名		第3節 まちの活力を育む工業・商業・観光の振興				款		7. 商工費	
事業期間		開始年度	昭和51年度		終了年度	当面継続	業務分類		5. ソフト事業		施策名		1. 工業・商業の振興				項		1. 商工費		
実施方法		○ 1. 指定管理者代行		○ 2. アウトソーシング		○ 3. 負担金・補助金		● 4. 市直営		係名等		商工労働係				区分		創業支援			
										記入者氏名		館 和生				基本事業名		創業者支援体制の充実			
										電話番号		0765-23-1025									

予 算 科 目		コード3	001070102	
目	2. 商工振興費			

◆事業目的・概要(どのような事業か)		単位	実績		計画				
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
対 象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 市内に事業を開始する予定の者または開始して1年未満の者で、以下の要件を満たす者。 ・住民登録者で25歳以上 ・同一業種に3年以上勤務実績がある者 ・県税及び市税の完納者	対象指標	① 承諾件数/申請件数	%	96	96	97	98	98
		②							
		③							
手 段	<平成19年度の主な活動内容> 各金融機関へ原資を預託。中小企業者より融資あっせん申込があれば、富山県信用保証協会へ保証承諾のあっせん依頼。保証決定されれば、各金融機関にて融資実行。 ※平成20年度の変更点 なし	活動指標	① 申請件数	件	4	4	5	6	6
		② 申請金額	千円	12,100	11,000	12,000	13,000	13,000	
		③ 預託金額	千円	9,568	10,270	12,300	13,000	13,000	
意 図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 創業予定または創業間もない方が、事業に係る運転資金・設備資金の資金繰りが円滑に行えるようになる。	成果指標	① 資金繰りが円滑になった人/融資を受けた人	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		②							
		③							
その結果	<施策の目指すがた> 創業意欲を持てるように、また創業間もない者の経営安定を図ることにより、魚津市内の産業の底上げにつなげる。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 低利な公的制度融資として、県小口事業資金を中心に取り扱ってきたが、創業予定者または創業間もない方は要件から除外されている。県小口に準じた創業者支援制度を求める意見があったため、昭和51年に開始した。		財 源 内 訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
			②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
			③その他(使用料・手数料等)	(千円)	9,568	10,270	12,300	13,000	13,000
			④一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
			A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	9,568	10,270	12,300	13,000	13,000
			①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2	2
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) バブル崩壊後、金融機関の貸し渋り、貸し剥がし等が全国的な問題となり、特に中小企業の資金繰りの悪化が大きな問題となった。取り扱い窓口となる金融機関は、富山県信用保証協会という公的な保証機関の後ろ盾のある融資に積極的に取り組み、制度融資の需要は全体として伸びている。ただし独立開業資金については横ばいである。なお、後に県でも同様の融資制度が作られている。		②事務事業の年間所要時間	(時間)	100	200	200	200	200	
		B. 人件費(②×人件費単価/1,000)	(千円)	411	802	802	802	802	
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	9,979	11,072	13,102	13,802	13,802	
		(参考)人件費単価	(円/秒時間)	4,110	4,010	4,010	4,010	4,010	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 取扱い窓口の市中金融機関から、制度存続の意向調査をした際、創業者支援策としては非存続すべきとの意見を聴取した。		◆県内他市の実施状況		(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
		● 把握している		富山市・高岡市 保証限度額1000万円 保証期間(富山市5年以内、高岡市7年以内) 融資利率1.85%					
		○ 把握していない							

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すがたに対する必要性・貢献度とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度小 ☐ 直結しない	新規創業に対する支援・促進は、既存商工業の活性化、経営の安定化につながるものと考え。 産業の底上げにも結びつく。
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	
なし	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
あり	要件に該当する申込みに対して、融資あっせんが行われており、成果は現れている。 ただし、潜在的に資金を必要としている創業者はいるものと思われ、制度のPR強化により、さらに借入申込みは増えるものと考えられる。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	
なし	連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	事業費については、事業費＝預託額なので削減の余地なし。
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	預託事務として、すでに最短の業務時間である。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	
受益者負担あり・負担なし 適正化の余地なし	事業に受益者負担はないが、借入者は相応の金利・保証料の負担をしており適切。
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	なし

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2)今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度(平成21年度)	特になし	コストの方向性
	中・長期的(3～5年間)	景気状況に応じて金融機関等を通じてPRすることにより融資対象を掘り起こす。	成果の方向性
			維持
			向上

★課長総括評価(一次評価)

創業者支援策として今後も事業継続は必要であるが、融資等に係わる企業相談は商工会議所でも実施していることから、専門機関である商工会議所への委託事業としての検討を行う。	二次評価の要否 不要
--	-------------------

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード		13101201					
事務事業名		中小企業活性化支援事業					
予算書の事務事業名		5.中小企業及び地場産業振興事業					
事業期間	開始年度	平成17年度		終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金・補助金
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行		☐ 2. アウトソーシング		☒ 3. 負担金・補助金		☐ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03010100
部名等	産業経済部	
課名等	商工観光課	
係名等	商工労働係	
記入者氏名	館 和生	
電話番号	0765-23-1025	

政策体系上の位置付け	コード2	131031
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第3節 まちの活力を育む工業・商業・観光の振興	
施策名	1. 工業・商業の振興	
区分	創業支援	
基本事業名	創業者支援体制の充実	

予算科目	コード3	001070102
会計	一般会計	
款	7. 商工費	
項	1. 商工費	
目	2. 商工振興費	

◆事業目的・概要(どのような事業か) 市内中小企業等の活性化を支援し、もって地域経済の調和ある発展に寄与するため、市内中小企業者等が実施する事業に助成 ①新規創業奨励助成②経営革新助成③産学協同研究助成④特許等取得助成⑤経営革新等アドバイザー受入助成⑥販路拡大助成(ビジネスフェア等出展事業・ホームページ作成事業) 富山県発明とくふう展、富山県家具展、富山コンベンションビューロへの負担金の支出			単位	実績		計画			
				18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 市内中小企業者		① 市内中小企業数	社	232	232	235	235	235
			②						
			③						
手段	<平成19年度の主な活動内容> 助成対象企業：13件(新規創業奨励助成5件、販路拡大助成7件、ISO認証取得助成1件) *平成20年度の変更点 なし		① 助成対象件数	件	7	13	14	15	15
			②						
			③						
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 市内中小企業者の経営革新や販路拡大等を支援し経営の安定を図る。		① 助成事業活用件数(助成対象件数/中小企業数)	%	3.00	5.60	5.96	6.38	6.38
			②						
			③						
その結果	<施策の目指すがた> 市内経済の活性化を図る。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 新規創業を検討している者に対する市独自の財政的支援			財源内訳	①国・県支出金 (千円)	0	0	0	0	0
				②地方債 (千円)	0	0	0	0	0
				③その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0
				④一般財源 (千円)	1,641	14,630	1,597	1,597	1,597
				A. 予算(決算)額(①)～④の合計 (千円)	1,641	14,630	1,597	1,597	1,597
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 環境の変化なし				①事務事業に携わる正規職員数 (人)	1	1	1	1	1
				②事務事業の年間所要時間 (時間)	200	200	200	200	200
				B. 人件費(②×人件費単価/1,000) (千円)	822	802	802	802	802
				事務事業に係る総費用(A+B) (千円)	2,463	15,432	2,399	2,399	2,399
				(参考)人件費単価 (円/時間)	4,110	4,010	4,010	4,010	4,010
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 特になし			◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
			● 把握している		県を通して情報交換している。				
			○ 把握していない						

平成 20 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 19 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すがたに対する必要度・貢献度とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度小 ☐ 直結しない	説明 新規創業に対する支援・促進は、既存商工業の活性化、経営の安定化につながるものとする。 産業の底上げにも結びつく。
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 助成金の交付要綱を見直し、適正な事業費の支出を実施し、事業費を削減。
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 補助金の交付事務であり、事務量は適切である。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 補助金なので、負担を求めるのは適しない。
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 適正な水準である。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★ 改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度(平成21年度)	事業を積極的にPRする。現状に則して交付要綱を見直す。	コストの方向性 維持
	中・長期的(3～5年間)	状況を見て助成内容の変更を実施する。	成果の方向性 維持

★ 課長総括評価(一次評価)

今後も中小企業の経営安定に資するため、適切な金融対策を行っていく必要があり、事業の継続は必要である。	二次評価の要否
	不要